

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令

○福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会

○福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

訓 令

福島県訓令第十一号

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日
本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤 雄平

福島県農林水産業協同組合検査規程（平成十三年福島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十九条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

様式第二号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（農業経済課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第二号

教 育 庁
教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

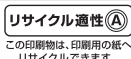
第八条第二項第十四号中「骨髓移植」の下に「若しくは末梢血幹細胞移植」を加え、「骨髓液」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞」に改め、同項第十九号及び第二十号中「風水震火災等」を「地震、水害、火災その他の災害」に改め、同項第二十二号中「風水震火災等」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」に改める。

様式第二号（表面）並びに様式第五号（表面）及び（裏面）中「骨髓液」の次に「造血幹細胞移植液」を加え、「骨髓液」を「造血幹細胞移植液」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第二号及び様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
（教育総務課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 報
印刷所 株式会社 第 一 印 刷